

1 岡山市精神障害者地域移行・地域定着支援事業実施要綱

1 目的

本事業は、精神障害者が住み慣れた地域を拠点として、本人の意向が尊重され充実した生活ができるように保健・医療・福祉などの関係機関が連携して支援を行い、地域生活への移行と地域生活を継続するための支援を行うものとする。

2 定義

(1) 対象者

対象者は、精神科病院等に入院している精神障害者及び、退院したものとする。
対象者の決定に際しては、別に専門家等の意見を求める。

3 実施主体

本事業の実施主体は、岡山市（以下、市という。）とする。

4 事業の内容

(1) 地域体制整備コーディネーターの配置

1) 地域体制整備コーディネーター（以下、コーディネーターという。）は、精神障害者の福祉に理解を有する者であって、精神保健福祉士またはこれと同等程度の知識を有するものとする。

2) コーディネーターは、病院その他関係機関と連携しながら、対象者の円滑な地域生活への移行及び地域定着に向けて、主に次の業務を行うものとする。

- ①精神科病院内における対象者への面接
 - ②地域移行に向けた個別支援計画の作成
 - ③地域移行に必要な福祉サービス等の見学同行、外出、外泊支援等
 - ④対象者、家族等に対する地域生活移行に関する相談・助言
 - ⑤主治医への定期報告
 - ⑥関係機関との連絡調整
 - ⑦その他、地域生活への移行及び安定した地域生活の実現に必要な支援
- 3) コーディネーターの支援期間は入院中から一定期間関与することとし、退院後の支援期間は原則6ヶ月までとする。

(2) 地域移行支援

1) 精神科病院が入院中の精神障害者を対象に行う退院支援について、より効果的に退院意欲の向上が図れるように支援を行う。

2) 精神障害者の円滑な地域生活への移行ができるように、病院、その他関係機関と連携して地域移行支援を行う。

- ①退院の申し出があった者及び退院支援が必要と判断される者に対して、情報収集を行うとともに、病院その他関係機関とアセスメントに基づいた支援を行う。
- ②対象者に対して、個別支援計画を作成し、病院及び関係機関と連携して支援を実施する。
- ③その他、地域移行支援に必要な事項

(3) 地域定着支援

退院した精神障害者が地域で安心して生活できるように病状の安定を図り、地域生活が継続できるように関係機関と連携して地域定着支援を行う。

- ①対象者が安心して生活できるようにケアマネジメントを実施し、コーディネーターをはじめ関係機関が定期的な訪問を実施する。
- ②近隣住民の理解を深め、対象者が地域で安定した生活ができるよう、支援を実施する。
- ③対象者の危機介入については、別途要綱で定める。

(4) 地域体制整備の実施

精神障害者の地域生活への移行及び地域定着に必要な体制整備を行う。

- ①地域移行支援及び地域定着に必要な資源の開発及び調整
- ②関係者と協働した研修会の企画・実施
- ③その他、地域支援及び地域定着に必要な事項

5 秘密の保持

本事業に携わる者は、事業遂行上知り得た対象者などの秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 岡山市精神保健福祉に関する審議会設置条例

平成 23 年 3 月 16 日

市条例第 24 号

岡山市精神保健福祉審議会条例(平成 20 年市条例第 91 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 精神保健及び精神障害者福祉に関する事項の調査審議を分掌して行わせるため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 9 条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる審議会を設置する。

- (1) 岡山市精神保健福祉審議会(以下「精神保健審議会」という。)
- (2) 岡山市思春期精神保健審議会(以下「思春期審議会」という。)
- (3) 岡山市依存・嗜癖関連問題対策審議会(以下「依存・嗜癖審議会」という。)
- (4) 岡山市精神障害者地域支援対策審議会(以下「地域支援審議会」という。)

(精神保健審議会)

第 2 条 精神保健審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 前条第 2 号から第 4 号までに掲げる審議会の所掌に係る事項を除く精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項
 - (2) その他市長が必要と認める専門的事項
- 2 精神保健審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 精神保健又は精神障害者の福祉に関し学識経験のある者
 - (2) 精神障害者の医療に関する事業に従事する者
 - (3) 精神障害者の社会復帰、自立及び社会経済活動参加の促進を図るための事業に従事する者

(思春期審議会)

第 3 条 思春期審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 思春期における精神保健、精神医療及び福祉の円滑な推進に関すること。
 - (2) 思春期における心の健康づくり、心の健康問題等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。
 - (3) その他思春期における精神保健、精神医療及び福祉に関する重要事項
- 2 思春期審議会は、委員 15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 思春期における精神保健及び福祉に関し学識経験のある者
 - (2) 思春期の精神医療に関する事業に従事する者
 - (3) 法律に関し学識経験を有する者
 - (4) 青少年の自立及び社会活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(依存・嗜癖審議会)

第4条 依存・嗜癖審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域における依存・嗜癖関連問題対策の推進に関すること。
- (2) 依存・嗜癖関連問題の予防対策等に係る施策等について専門的見地での評価等に関すること。
- (3) その他依存・嗜癖関連問題に関する重要事項

2 依存・嗜癖審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 依存・嗜癖関連問題に関し学識経験のある者
- (2) 依存症の医療に従事する者
- (3) 依存症者の社会復帰を援助する事業に従事する者
- (4) 依存症からの回復者及びその家族
- (5) 関係行政機関の職員

(地域支援審議会)

第5条 地域支援審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 精神障害者の地域移行・地域定着支援の円滑な推進に関すること。
- (2) 精神障害者の継続した地域生活を支える施策等について専門的見地での評価等に関すること。
- (3) その他精神障害者の地域移行・地域定着支援に関する重要事項

2 地域支援審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 精神保健福祉問題に関し学識経験のある者
- (2) 精神科の医療に従事する者
- (3) 精神障害者の社会復帰を援助する事業に従事する者
- (4) 精神障害者及びその家族
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員)

第6条 第1条各号に掲げる審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第7条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちからあらかじめ互選された者が、その職務を代理する。

(会議等)

第8条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

3 岡山市精神科病院入院患者調査実施要領

1. 目的 受入条件が整えば退院可能な精神障害者について把握し、岡山市こころの健康センターにおける地域移行支援事業推進のための基礎資料とする。昨年度実施した調査の追加資料とする。
2. 対象 岡山市内に精神科病床を有する病院 8病院
3. 調査対象者 1年以上入院を継続している者（長期入院患者）
 - ①新規長期入院患者
令和4年11月1日から令和5年10月31日の期間に入院し、調査時点まで入院を継続している者
 - ②既存長期入院患者
令和4年10月31日までに入院し、調査時点まで入院を継続している者※医療観察法における入院処遇の患者を除く
※他科転院は退院扱いにせず継続入院とします。
4. 調査時点 令和6年10月31日
5. 調査項目 新規長期入院患者は全項目を記入し、既存の長期入院患者は変更がある項目を更新してください。
 - 1) 氏名
 - 2) 性別
 - 3) 生年月日
 - 4) 疾患名（選択式）
 - 5) 日常生活に支障をきたしている身体疾患
 - 6) 日常生活における介助の必要性
 - 7) 入院形態
 - 8) 入院日
 - 9) 生保受給の有無
 - 10) 主治医から見た現時点での退院可能性（選択式）
 - 11) 退院阻害要件（選択式・3つまで）

6. 調査方法 USB に保存された調査票に入力し、回答を得る。USB はパスワードを設定したものを各病院へ配布する
7. 備 考 この調査は精神保健福祉法第 4 条第 2 項、第 6 条第 2 項に基づき実施する。